

【閲覧用】

令和 3(2021)年 第 9 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 3 (2021) 年 9 月 13 日 (月)				
開催場所	飯塚市役所本庁 5 階 研修室				
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 55 分		
議事及び 議決結果表	番号	件名		結果	備考
	議案第 51 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	5 件
	議案第 52 号	農地転用計画変更申請について		許可相当	1 件
	議案第 53 号	農地法第 4 条の許可申請について		許可相当	1 件
	議案第 54 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	12 件
	議案第 55 号	農用地利用集積計画(利用権設定)について		決定	6 件
	協議第 6 号	飯塚市穂波共同育苗施設運営委員の選任について		決定	
	報告第 36 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	6 件
	報告第 37 号	農地転用完了等の報告について		済	
出席委員	農業委員	17 人	農地利用最適化 推進委員	9 人	
欠席委員	農業委員		2 人		
署名委員	13 番	大熊 眞	14 番	多田 信之	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	赤崎 政伸	主任	安藤 正紘	

農業委員出席状況 (17名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	×
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	×	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	浅田 正次	○
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (9名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	○
2	幸崎 勲	—	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	—	18	田中 直敏	—
4	肘井 郁秀	—	19	原 寅雄	—
5	池永 雅行	—	20	藤井 光生	—
6	福岡 健二	—	21	瀧本 康男	—
7	岡松 正利	—	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	○	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	—	24	武本 正国	—
10	平畑 悟諮	○	25	山本 保利	—
11	水間 惣吾	—	26	松延 隆幸	○
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	—
13	大谷 繁信	—	28	中村 勉	—
14	藤田 光幸	○	29	森田 輝巳	○
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	—

議案第 51 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	申請のあった農地は 3 名の共有農地となっており、各持分すべてを譲受人へ移転するものでございます。		
地区推進委員報告	<p>(12 番推進委員：岡松委員)</p> <p>8 月 23 日、譲渡人より説明を受けました。兄弟 3 名で親からの相続で取得しているということで、現在は他の方に耕作してもらっているということでした。兄弟で話し合い、売却を考える中で、譲受人が隣接農地を所有しておられますことから売却することになったとのこと。あの譲受人は高齢ですが、農作業は後継者の息子さんが主にされているということで、農機具等も保有されておられますので、何ら問題はなし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 51 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(10 番推進委員：平畑委員)</p> <p>譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] となります。この 2 人の関係は親子となります。物件の場所は [REDACTED] となります。譲受人は 10 年ぐらいい前から父親に代わって農業を営んでおられましたので、経験も充分あり何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 51 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積	[Redacted]
	[Redacted]	耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(1 番推進委員：宮本委員) 本件に関しては親からの贈与であります。何年か前まで農業されており、現在は近くの方に作ってもらっているという形で、今回病気をしたためにできないということで、贈与となりました。農機具等全て引き継がれて農業するため、何ら問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 51 号第 4 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積	[Redacted]
	[Redacted]	耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：岡松委員) 8 月 28 日譲受人より説明を受けました。譲渡人より農地を買ってほしいというような話があり、今回購入することになったとのこと。譲受人は兼業農家で長年水稻栽培をされておられましたが、今回リタイアが近いということの中で、農業に専念したいということで購入されたのが理由であると言っておりました。農機具も保有されておられますので、問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 51 号第 5 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積	[Redacted]

		耕作者数	
譲渡人			
備考	譲渡		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(3番農業委員：原田委員)</p> <p>この件につきましては、去る5月7日に譲渡人より譲渡の件でまず事務局の方に話をされ、そして推進委員、そして私の方にと事務局の方から連絡がありました。すぐさま現地の方に行きまして、どのような状況か判断しまして、確かに遊休農地のようになっておりました。これは隣接作付けされている方は本当に困っておられるだろうという判断致しましたので、事務局の方と一緒に、近隣で私の知り合いの作付けをされておられる方とところに、なんとか引き受けてもらえんやろかという話をしに行きましたけど、なかなかいい返事いただけませんでした。その後8月12日になりまして、譲受人の[]から、なかなか話ができそうもないから、私が引き受けましょうということ、いい返事をいただきました。確かに草木がありますけど、手を入れれば、なんとかの作付けがされる状況でございます。譲受人は専業で現在農業をやっておられますし、農機具も一式揃っております。何ら問題はなし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第52号第1項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第53号第1項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積			
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成一部済み	農地 区分	3種 (庄内支所より300m以内)
当初転用者			
承継者	—		
当回事業計画	貸事務所		
変更後事業計画	貸事務所及び貸資材置場		
備考	令和3年2月22日付け2飯農第47号-144にて許可を受けていたもの。 議案第53号第1項と関連。		
造成	当初転用許可に基づき造成一部済み。最大1.60m程度の盛土工。		
進入口	申請地西側の2か所に設置。(幅8m程度の床板の敷設あり。道路縁石切り下げ、ガードパイプ撤去の施工を伴う。)		

土留め	申請地西側を除く周囲にブロック積擁壁を設置。
被害防除	北側、東側及び南側に土留擁壁を設置。擁壁天端にブロック積（一段）を行い、さらに高さ 60 cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜樹を敷設し、隣接水路に放流。
生活雑排水	生活排水は発生せず。し尿については、簡易水洗便槽を設置。
工事計画期間	令和 3 年 10 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
水利同意	■生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、転用面積及び計画面積の拡張のため。
地区推進委員報告	(26 番推進委員：松延委員) 議案第 52 号第 1 項と議案第 53 号第 1 項との関連がありますので、一括して報告をいたします。現地は 8 月 24 日に関係者と立会し説明を受けました。議案第 52 条第 1 項の■■■■■につきましては、令和 3 年 2 月に農地転用の許可を受け、貸事務所として計画が進められていましたけれども、今回、議案第 53 条第 1 項申請の隣接する農地、■■■■■の農地と合わせて、貸事務所及び資材置場として、事業計画の変更及び農地法第 4 条の申請を行うものであります。なお、地元生産組合からの同意及び近隣農地関係者との協議を終了していますので問題なし。
現地調査報告	8 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 53 号第 1 項 農地法第 4 条許可申請について

※議案第 52 号第 1 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■		
申請人	■■■■■ ■■■■■	農地 区分	3 種 (庄内支所より 300m 以内)
転用目的 施設の概要	貸事務所及び貸資材置場		
備考	隣接用悪水路、公衆用道路 249.5 m ² を含め、計画面積は 981.5 m ² となる。		
造成	最大 1.60m 程度の盛土工。		
進入口	申請地西側の 2 か所に設置。(幅 8m 程度の床板の敷設あり。道路縁石切り下げ、ガードパイプ撤去の施工を伴う。)		
土留め	申請地西側を除く周囲にブロック積擁壁を設置。		
被害防除	北側、東側及び南側に土留擁壁を設置。擁壁天端にブロック積（一段）を行い、さらに高さ 60 cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜樹を敷設し、隣接水路に放流。		

生活雑排水	生活排水は発生せず。し尿については、簡易水洗便槽を設置。
工事計画期間	令和3年10月15日から令和4年3月31日まで
水利同意	■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、転用面積及び計画面積の拡張のため。
地区推進委員報告	(26番推進委員：松延委員) 議案第52号第1項と議案第53号第1項との関連がありますので、一括して報告をいたします。現地は8月24日に関係者と立会し説明を受けました。議案第52条第1項の農地■■■■■につきましても、令和3年2月に農地転用の許可を受け、貸事務所として計画が進められていましたけれども、今回、議案第53条第1項申請の隣接する農地、■■■■■の農地と合わせて、貸事務所及び資材置場として、事業計画の変更及び農地法第4条の申請を行うものであります。なお、地元生産組合からの同意及び近隣農地関係者との協議を終了していますので問題なし。
現地調査報告	8月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第54号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■ ■■■■■	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	■■■■■ ■■■■■		
転用目的 施設の概要	貸資材置場		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。		
進入口	南側市道より進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	既設溜樹を經由し、東側側溝へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和3年10月10日から令和3年11月10日まで		
水利同意	■生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。		

	(信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12 番推進委員：岡松委員) 8 月 19 日譲受人の代理人であります ████████ より説明を受けました。譲受人は土木会社の社長で、隣接地につきましては、関連会社が所有されております。今回個人としてですが、事業拡大のため購入し資材置場として使うとのこと。計画の通りであれば問題はなし。
現地調査報告	8 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 54 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	████████████████████		
権利内容	所有権		
譲受人	████████████████████ ████████████████████ ████████████████████	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	████████████████████ ████████████████████		
転用目的 施設の概要	太陽光発電設備		
備考	売買 隣接宅地、山林 2,190.31 m ² を含め、計画面積は 3,471.31 m ² となる。		
造成	整地を行う程度で、盛土工、切土工なし。		
進入口	申請地北側の市道から進入口を敷設。		
土留め	土地の形状変更はなく、土留壁の設置なし。		
被害防除	フェンスを新設。		
雨水排水	申請地に素掘り側溝を敷設し南側既存道路側溝へ放流。		
生活雑排水	発生しない。		
工事計画期間	令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日まで		
水利同意	████████ 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	令和 3 年 7 月 25 日に ████████ 公民館にて自治会長兼生産組合長の ████████ 並びに近隣住民の方へ説明会を実施済み。		
地区推進委員報告	(29 番推進委員：森田委員) 8 月 16 日に譲受人の代理人 白川行政書士と原田農業委員と現地立会を行いました。その後、農業委員会事務局に帰り、雨水問題等を話し合いましたが、自治会長より「当地区には 4ヶ所の太陽光発電設備があり。問題なく稼働しているので、何も心配ありません」と言われました。近隣住民、		

	生産組合への説明会、また覚書も交わしておられます。事務局の説明通り施工されれば何ら問題なし。
現地調査報告	8月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第54第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3種 (第2種低層住居 専用地域)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場、車庫及び倉庫 車庫 1棟 91.11㎡、倉庫 1棟 26.49㎡		
備考	売買 隣接宅地 12.14㎡を含め、計画面積は 733.14㎡となる。		
造成	盛土工、切土工は行わない。		
進入口	南東側の隣接道路から進入。		
土留め	既存の石積み擁壁及び法面は現状で安定しているため、これをそのまま活用。		
被害防除	進入口を除く周囲に木杭にロープを這わせ、これをフェンスの代わりとする。		
雨水排水	現状のまま(地盤浸透)とする。		
生活雑排水	発生しない。		
工事計画期間	令和3年10月15日から翌年2月15日まで		
水利同意	[REDACTED]農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金)自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。		
補足説明	申請地北西側に存在する農地への進入を可能にするため、入り口部分は容易にロープ着脱ができるよう対策を講じる。		
地区推進委員報告	(1番推進委員：宮本委員) 本件に関しましては、8月20日に奥野農業委員同席のもと、土地家屋調査士の赤間氏より現地で説明を受けました。高台という土地柄であり、下の畑には迷惑をかけないということで説明を受けております。また、地元農区の承諾もとれており、なんら問題なし。		
現地調査報告	8月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		

審議結果	許可相当
------	------

議案第 54 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	使用貸借権		
借主	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	[REDACTED]運動場及び駐車場		
備考	令和 3 年 6 月 21 日付け飯塚市告示第 206 号にて農振農用地除外済み。 隣接用悪水路 72 m ² を含め、計画面積は 1,595 m ² となる。		
造成	最大 90cm 程度の盛土工。 運動場部分においては表層真砂土敷。駐車場部分においては砂利敷。		
進入口	北側に接する市道より進入。		
土留め	進入路を除く北側において、コンクリートブロック擁壁を新設。 東側及び南側の一部において、L 型擁壁を新設。 西側において、隣接地へ擦り付け。		
被害防除	北側、東側の一部及び南側において、フェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に集水桝及び溜桝を敷設しヒューム管を經由後、北側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(14 番推進委員：藤田委員) 去る 9 月 7 日に借主の [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]を訪ね、話を伺いました。現在、[REDACTED] に運動場はないので、送迎用駐車場と併設するそうです。案件の農地は、 [REDACTED]あり、東側は [REDACTED]の駐車場、西側は 保育園、南側は道路、北側は道路で周囲に農地もなく、地元生産組合も同意しております。なお、申請地は貸借権で 10 年契約の更新です。よろしく審議お願いします。		
現地調査報告	8 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 54 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	(各持分 2 分の 1) [REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場及び駐車場		
備考	売買 令和 3 年 6 月 21 日付け飯塚市告示第 206 号にて農振農用地除外済み。		
造成	申請地の西側で最大 90 c m 程度の盛土工。		
進入口	北西側で隣接市道から、東側では既存会社敷地から進入。(会社敷地の一部で既設フェンス及び築き上げを撤去する。)		
土留め	東側で隣接会社敷地の既存擁壁に投げ掛け、残りの周囲についてはコンクリートブロック壁を設置。		
被害防除	進入口を除き、申請地北、西、南側でフェンスを新設。		
雨水排水	申請地内に U 型側溝及び溜桝を設置し、隣接道路に敷設済みの暗渠管を經由し水路に放流。		
生活雑排水	発生しない。		
工事計画期間	令和 3 年 10 月 15 日から翌年 2 月 25 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(8 番推進委員：大村委員) 8 月 10 日に赤間登記測量事務所の赤間氏より図面をお預かり説明を受けました。駐車場と資材置場にされるとのことで、後日現地を確認しました。周りに問題になるようなものはないと思います。地元農区も承諾されていますので、計画書通り施工されれば問題なし。		
現地調査報告	8 月 25 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 54 号第 6 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]
-----------------	--------------------------

転用目的 施設の概要	農業用倉庫 倉庫 1棟 108.00 m ²
備考	なし
造成	切土工、盛土工は行わない。
進入口	北側隣接道路から進入。
土留め	既存法面は現状で安定しているため、これをそのまま活用。
被害防除	なし
雨水排水	申請地内にU型側溝及び溜樹を設置し、南側の既存農業水路に放流。
生活雑排水	発生しない。
工事計画期間	令和3年10月1日から同年11月30日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資にて対応。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	本件は、農事組合法人の代表者が自ら所有する農地に、当該法人が利用する農業用倉庫のための資金を確保し、設置するものである。
地区推進委員報告	(19番農業委員：小山委員) 9月2日にと現地で会い、説明を受けました。当法人は、構成員8名で水稲6ha、大豆5haの経営をされており、法人の成立は令和2年2月17日です。登記簿で確認をさせていただいております。現在、農機具、コンバイン、運搬台車等はどこに置いているのかを尋ねますと、近くの牧場倉庫で保管しておりましたが、牧場倉庫が今回取り壊されることになったため、みんなで困って協議をした段階で、新たな保管場所として農業用倉庫、農業用ハウスを現地に建てることとなったということでございます。現地は最近県道ができております。道に面しておりますので、計画通り進められれば問題無し。
現地調査報告	8月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第54号第8項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted]	農地区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	建売住宅 7棟 405.72 m ²		
備考	売買		

進入口	西側隣接道路から進入。申請地と隣接道路との間に水路が存在するため、床版掛けを実施。
土留め	申請地西及び北側の一部でL型擁壁を、北側の残りと東側で乱れ石積みによる擁壁を設置。南側では隣接既存擁壁に投げ掛け。
被害防除	進入口及び南側を除く周囲にフェンスを設置。
雨水排水	申請地内にU型側溝及び溜樹を設置し、東側の既存水路に放流。
生活雑排水	申請地内に合併処理浄化槽を敷設し、処理水は雨水排水同様、東側既存水路に放流。
工事計画期間	令和3年11月1日から翌年11月30日まで、
水利同意	生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資にて対応。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画図に赤色で①と記載している範囲が該当。 資材置場(赤色②が該当)の北側から東側にかけて、緑地(低木植栽予定)を整備する。 申請地南側に隣接する公有地及び民有地の一体造成について、関係者からの施工同意済み。
地区推進委員報告	(16番推進委員：山本委員) 去る9月1日に譲受人、土地家屋調査士の時松氏、行政書士の齋藤氏の3名から現地で説明を受けております。計画についてですが、譲受人の居住する家屋の建て替えや、経営する会社の事業用地を新居のそばに設置したいとの考えから申請されたものです。緑地にする東側の水路がそのままだとちょっと維持管理ができにくいと思ひまして、水路の草刈等の維持管理をして欲しいということをお求めましたところ、譲受人はその旨務めるといふ誓約書をいただいております。地元生産組合の水利承諾も得ておりました私も現地確認を行っておりますけど、今後の営農に支障はないものと考えております。事務局の説明通りの施工であれば問題なし。
現地調査報告	8月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第54号第10項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地区分	3種 (JR筑前大分駅から300m以内)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的	資材置場		

	えております。事務局の説明通りの施工であれば問題なし。
現地調査報告	8月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第54号第12項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅敷 居宅 1棟 97.67㎡ 建ぺい率 26.33%		
備考	売買		
造成	最大30cm程度の盛土工。		
進入口	北側市道より進入。		
土留め	北側及び西側の一部においてコンクリートブロック擁壁を新設。法面保護のため芝張工。		
被害防除	北側及び西側の一部において、高さ80cmのフェンスを新設。 東側から南側において、棒杭・ロープを新設。西側の一部において、木柵を新設。		
雨水排水	住宅周囲に雨水樹を敷設し、申請地北側の既存溜樹へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を設置し、申請地北側の既存溜樹へ放流。		
工事計画期間	令和3年10月15日から令和4年2月20日まで		
水利同意	[REDACTED]生産組合、[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(26番推進委員：松延委員) 本件につきましては、譲受人と譲渡人との間で [REDACTED] [REDACTED]の農地の売買を行い、一般住宅を建設するものであります。現地は8月18日、関係者と立会し、説明を受けました。地元生産組合及び隣接農地関係者との協議も終了し、同意を得ていることから問題なし。		
現地調査報告	8月25日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第55号 農用地利用集積計画(利用権設定)について

地目別 設定面積	田		19,990.00 m ²		
	畑		0.00 m ²		
	樹園地		0.00 m ²		
	採草放牧地		0.00 m ²		
	計		19,990.00 m ²		
作物別 設定面積	水稲	(3年以下)	1,623.00 m ²	1件	
		(6年以下)	978.00 m ²	1件	
		(10年以下)	16,723.00 m ²	3件	
		計	19,324.00 m ²	5件	
	野菜	(3年以下)	666.00 m ²	1件	
		計	666.00 m ²	1件	
	計	(3年以下)	2,289.00 m ²	2件	
		(6年以下)	978.00 m ²	1件	
		(10年以下)	16,723.00 m ²	3件	
		計	19,990.00 m ²	6件	
	第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
	補足説明	なし			
質疑・意見	なし				
審議結果	決定				

協議第6号 飯塚市穂波共同育苗施設運営委員の選任について

推薦依頼人数	委員名	前委員名
1人(穂波地域)		水間 惣吾
<p>飯塚市穂波共同育苗施設管理運営規程の抜粋 (運営委員会)</p> <p>第4条 この施設に農家代表及び関係機関でもって構成する運営委員会を設置し、施設の適正且つ効率的な運営を図るため次の事項を審議する。</p> <p>(1) 年度別利用計画の樹立</p> <p>(2) 本施設の運営計画と利用料金</p> <p>(3) その他管理運営上に必要な事項</p> <p>2 運営委員会の構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業委員会(穂波地域代表) 1名</p> <p>(2) 普及指導センター 1名</p> <p>(3) 福岡嘉穂農業協同組合 1名</p> <p>(4) 飯塚市穂波支所 1名</p> <p>(5) 生産組合(農家代表) 12名</p> <p>(6) 学識経験者 若干名</p> <p>任期: 2年(令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)</p>		
補足説明	(事務局) 協議事項の説明及び提案をさせていただきます。本施設は飯塚市津原にあり、ふ	

	<p>くおか嘉穂農業協同組合が管理運営を行う施設で、施設の適正且つ効率的な運営を図るため、運営委員会が設置されております。運営委員については任期が2年です。農業委員会に割り当てられている運営委員数は1名であり、穂波地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の中から代表を選任することになっております。今年度は運営委員の改選時期であり、令和3年4月1日から令和5年3月31日までが、新たな任期となっております。しかし、現農業委員、農地利用最適化推進委員の任期については、今年度が最終の年度となります。そこで事務局から提案させて頂きたいのですが、現運営委員の方につきましては、現農業委員、農地利用最適化推進の任期と同じく、令和4年3月31日まで委員を継続していただきたいと考えております。また、令和4年4月1日以降の一年間につきましては、農業委員会新体制が決定次第、改めて運営委員の選出をさせていただきたいと考えておりますが如何でしょうか。ご審議よろしくお願いたします。</p>
質疑・意見	なし
審議結果	決定

報告第36号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年8月16日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年9月30日
結果	済		

報告第36号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年8月16日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年9月30日
結果	済		

報告第36号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年8月16日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年9月30日
結果	済		

報告第36号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年8月18日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年9月30日
結果	済		

報告第36号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年8月20日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和3年8月20日
結果	済		

報告第36号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年8月23日
備考	3条永小作権（知事）	引渡年月日	令和3年8月23日
結果	済		

報告第37号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済

(議長)

その他につきまして、何かありますか。

(10番農業委員：新開委員)

10番新開です。あの実は地元の生産組合とか農家の方々からですね、2点程、農業委員会に問い合わせたということ、あの質問がありましたので、ちょっと事務局のお答えを聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。飯塚市農業委員会としてですね、米の借地料もしくは作業料の規約等があるのか無いかですね。もしもあればそれをお聞きしたいし、もしもなければこれから先そういうのが出来るのかどうかということですね、地元の方々からいくら払ったらいいのかとかいうのが、あの私の方に問い合わせがありましたので、その辺をちょっとあのお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

質問について回答させていただきます。利用権設定等において、当事者間で行われる契約の内容につきましては、農業委員会で規約・規定はございません。両者間で契約として決めていただくものであって、農地に至りましても、同じ面積でも出来高が違ったり、作付けのしやすいとかしにくいところもございいますから、これを一概にこの平米数だからいくらとか何キロとかいうところで規約を定めると、無理があるところも生じますので、今後についても規約を制定するようなどころまでは今のところは考えておりません。以上です。

(10番農業委員：新開委員)

じゃあ、そうすると、私の方からその地元の方への説明は、立地条件等、そういう、この個々の問題であって、これを内規なり規約にしてしまうと、ちょっと問題があるかもわからないので、今のところは内規なり規約としてすることはできないというお考えでよろしいですかね？

(事務局)

今、新開委員がおっしゃったとおりでいいかと思えます。

(議長)

その他、何かありますか。

(16番農業委員：深町委員)

ただいま、事務局が説明されとったんですけど、いつそう変わったんですか？これは飯塚市になってからは、以前合併前までについては小作料についてはなんぼという固定をして

おりました。しかし、飯塚市になってから、各田んぼによって収量が違うので、飯塚市では標準という形で米で60キロ、お金で13,000円というのが以前ありました、それがいつ変わったかというのを事務局、説明してください。そして畑については、金額がまた違ったはずです。以前は小作権の設定時にその書類と一緒に添付してから出しておりました。今、全然それをやらなくなって、いつそういう風に変ったかと言うのをちょっと説明してもらいたい。私はその変わったと聞いてません。

(議長)

深町委員、いまのは小作料についてということですか。小作料ですね。事務局、分かる人、答えてください。

(事務局)

あの私もちょっと今の時点ですべて整理できているかというとできていないという前提でお願いしたいのですが、確かにご指摘の通りですね、以前、標準小作料という形で、まあ設定をしなくちゃいけないと。それで農地所有者、耕作者、そしてJAさんなどの第三者的な方々で標準小作料を設定するような協議会を設置して、何年かに一度、3年か何年かに一度ちょっと見直しをしていたかという記憶は確かにございます。ただですね、時期をはっきり覚えてないですけど、誤りがあつたら申し訳ないのですが、その標準小作料を廃止っていう言葉が良いかどうか分からないのですけども、まあちょっとこう見直そうという形で、実際に標準小作料を各市町村の方で、また市町村単位でも、その平地と山間地とかそういったような形で設定すること、また畑地と米作地で設定することを確か、端的に言うとやめているというようなことがあるかと思えます。で、これについては、非常に申し訳ありませんが、だろうだろうという説明で申し訳ないのですけど、前任者とか、いつ頃その標準小作料が設定しなくなったのかとかということは、ある程度確認して、またご報告をした方がいい内容じゃないのかなというところがありますので、ちょっとお時間をいただきたいというのが正直な考え方です。

(16番農業委員：深町委員)

今の事務局説明があつたんですけど、いつ変わったかとか、そういうの全然報告があつてない。そのために私たち農業委員は以前のその分ですと皆さんに説明をしております。ただし、標準であるために農地としても、どうしても私たちでは作りきらんから作ってくださいというより、無料でいいですよとか、そういうケースも出てきていることは事実です。それは畑と田んぼではお金が違つたはず。そういうのを以前は全部書類と一緒に付けて出しよつた。小作権設定時に説明書として出してから。それ無くなったのは最近ですか。だから何もそういう連絡はあつてません。

(事務局)

それですね。今の事務局から説明したように、それがなくなったところがあるとかいうことは再度よく調査して皆様方にね、あの分かるように説明したいと言うことで申しておりますので、そういうことで次回になるかどうか分かるか分かりませんが、よく調査した結果を皆さん方に報告したいと思いますが、それでよいでしょうか？

(一同)

異議なし

(議長)

はい。じゃあそういうことでよろしく申し上げます。